

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品修繕契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品修繕契約に関し、本件入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県環境創造センター所長 青木 浩司

2 入札に付する事項 公告に示すとおり。
なお、給付の内容については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足しており、かつ、下記4に規定する資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 施行令第167条の5第1項の規定に基づき付する次の条件を全て満足する者であること。

ア 公告日において福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、かつ公告日から入札日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加しようとする者は、下記（1）に掲げる書類等について、下記（2）に掲げる期間内に下記（3）に掲げる場所まで郵送又は持参により提出し、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出書類等

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 返信用封筒

長形3号封筒の表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、定形郵便物（25g以内）の基本料金に簡易書留料金を加えた所定の料金（434円）の切手を貼付すること。

(2) 提出期間

ア 持参 令和6年9月11日（水）から令和6年9月25日（水）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送 令和6年9月25日（水）午後5時15分まで（書留郵便とし、必着のこと。）

(3) 場所 福島県環境創造センター研究部

（〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号）

(4) その他

ア 書類作成等に要する費用は入札に参加しようとする者が負担すること。また、いったん受領した書類は返却しない。

イ 当該資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和6年9月30日（月）以降に通知する。

- ウ 期間内に当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。
- エ 必要に応じて、入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

5 入札書の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付期間及び場所

- ア 期間 令和6年9月11日（水）から令和6年10月2日（水）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 場所 福島県環境創造センター研究部
（〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号）
- ウ その他 入札説明書の交付は上記で行うほか福島県環境創造センターホームページにおいて公開する。郵送による入札説明書の交付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、上記イに掲げる場所まで請求すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年10月3日（木）午前11時
- イ 場所 福島県環境創造センター本館1階 連携研究室1

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記5（2）で指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し
- イ 委任状（様式4） ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

- ア 落札の決定にあたっては、入札者が入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

(1) 財務規則第248条の規定により、入札に参加しようとする者は、上記5（2）に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札に参加しようとする者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を、上記5（2）で指定する日時及び場所へ提出すること。

(4) 財務規則第249条第1項(別記)の規定のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

財務規則第249条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書(様式5)に入札保証保険証券の原本を添えて、上記5(2)で指定する日時及び場所に提出し申請すること。

財務規則第249条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書(様式5)に業務実績証明書(様式5-1)及び業務実績証明願(様式5-2)等を添えて、上記4(2)に掲げる期間内に上記4(3)に掲げる場所まで申請すること。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 開札方法

(1) 開札は、上記5(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、その場で再度入札に付することができるものとする。なお、再度入札の回数は2回を限度とする。

(5) 初回入札が無効(ただし、下記12(5)～(7)に該当する場合を除く。)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(6) 開札に入札者又はその代理人が立ち会う場合には、次に掲げる物を持参すること。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)の写し

イ 委任状(様式4) ※代理人が立ち会う場合

9 入札者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のある場合において代理人が出席して入札書を提出する場合はこの限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札者に生じた損害は、入札者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示した入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者の行った入札
- (3) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札を含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) 入札参加資格の確認において虚偽の申請を行った者の入札
- (11) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 財務規則第228条の規定により、落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記）のいずれかの規定に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の免除については、落札者に別途連絡する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

15 契約の締結

(1) 落札者は、発注者が交付する契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 当該契約に関する事務を担当する部署

福島県環境創造センター研究部（〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号）

電話 0247-61-6139

FAX 0247-61-6119

電子メール kansou-kenkyuu@pref.fukushima.lg.jp

18 その他

(1) 入札に参加しようとする者は、仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6）を提出し、説明を求めることができる。

県は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）により回答するほか、質問及び回答の内容について福島県環境創造センターホームページに掲載する。

ア 期間 令和6年9月11日（水）から令和6年9月18日（水）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

イ 方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

ウ 場所 上記17に掲げる場所に同じ

エ 回答予定日 令和6年9月20日（金）

(2) 入札者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(参考)

福島県財務規則（福島県財務規則第17号）（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- （2）契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4）過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （5）随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （6）1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- （7）1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （8）1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （9）工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （10）除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （11）応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （12）1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- （13）県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- （14）法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- （15）財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- （16）試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （17）県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （18）貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の減免)

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。